# 章和3年度 東大和市地域福祉審議会会議録 第1回 地域福祉部会

**〇E部会長** 次の次第3、議事「(1)第五次東大和市地域福祉計画令和2年度実施状況 調査報告について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局(武村庶務係長)** それでは、事務局から説明させていただきます。福祉推進課 の武村と申します。よろしくお願いします。

座らせていただいて、ご説明させていただきます。

それでは、事前に配付しております資料1、第五次東大和市地域福祉計画の「令和2年 度実施状況調査報告書」をお手元にご用意いただければと思います。

また、今回お持ちいただいている第五次地域福祉計画の冊子も併せてご用意をお願いいたします。

こちらでご報告いたしますのは、昨年度に引き続きまして、第五次地域福祉計画の令和 2年度の実施状況につきましての報告でございます。

まずは、こちら第五次地域福祉計画の概略と各課の取組状況を簡単にご説明させていた だければと思います。

こちら、古いほうの冊子にはなるのですが、計画冊子の25ページ目をお開きください。25ページでございますが、こちらに「第五次地域福祉計画体系図」が掲載されております。この中で、1から4までということで、「施策の基本方針」、目標が掲載されておりまして、こちら実施状況報告でご審議いただくのは、こちらの左側にございます番号1から4の項目となっております。

続きまして、27ページ目をお開きください。

こちらのページでは、施策の基本方針における取組項目を具体的に掲げており、これらの取組項目につきまして、関連する各課がそれぞれの主な取組状況を検証しまして、令和2年度の実施状況について評価を行い、その評価の理由を示させていただいたものが事前にお配りさせていただいております資料1の「令和2年度実施状況調査報告書」でございます。

この冊子に基づきまして、まず、この冊子の27ページから29ページまでが、「1 形成基盤の整備」に関する取組でございます。

次に、30ページ以降をごらんいただければと思いますが、30ページから31ページ までが、「2 自主活動の支援」に関する取組でございます。

次に、32ページをお開きください。32ページから35ページまでが、「3 福祉の 環境づくりの推進」に関する取組でございます。

最後に、36ページ目をお開きください。こちら、36ページから37ページまでが、「4 福祉のまちづくりの推進」に関する取組でございます。

次に、これらの取組について、実際の実施状況についてを記載したものが資料1の「令和2年度の実施状況調査報告書」でございます。

まずはこちら1ページ目の「令和2年度の事業評価集計表」、こちらをお開きください。 評価の数字の説明でございますが、こちらにつきましては、この第五次地域福祉計画が 平成27年度から令和2年度までを計画期間としていることから、令和2年度を目標の達 成期間としております。

評価の指標であります評価結果について、評価3は、令和2年度の実施状況は「順調」 ということでさせていただいております。

評価2は、令和2年度実施状況について、「概ね順調」としております。

評価1は、令和2年度の実施状況について、「着手」としているところでございます。 それでは、具体的に皆様に報告のほうをさせていただきます。

こちら1ページでございますが、まず、合計欄をごらんください。

こちらは、事業数に対しまして評価数が多くなっております。こちらは毎年度ご説明しておりますが、一つの事業につきまして、複数の課が関連する事業を行っていることによります。

続きまして、評価の内訳でございますが、全体で評価3が2事業(4%)、評価2が5 3事業(96%)となっております。全ての項目で評価2以上があることから、こちらは 最終の令和2年度の目標についてはほぼ順調に進んだということで、第五次地域福祉計画 の評価ということで示させていただいているところでございます。

なお、第五次地域福祉計画は令和2年度で6年間の計画期間を満了したところでございまして、今回、従前までなかった項目として、こちらは第6次地域福祉計画に引継ぎを行っている事業が多くあることから、第五次地域福祉計画を終了しての主管課の所見ということで表中の一番右端のほうに載せさせていただいているところでございます。

なお、毎年度ご説明しておりますが、総合福祉センターに関する項目は,既に計画途中で事業が終了していることもございまして今年度も評価の対象とはしておりませんので、よろしくお願いいたします。

今回、全体の中で特に特記する事項等ございまして、まず、評価3の事業についてご説明させていただきます。

12ページ目をお開きください。

ちょっと小さいのですが、こちらは民間施設の整備事業の①東京都……、中ほどから下のほうの「民間施設の整備促進」4-(2)というところの中の「①東京都福祉のまちづくり条例の対象施設について、指導・助言を行います」ということでございまして、こちらの項目については評価3ということにさせていただいておりますが、主管課のほうからは、条例を定める施設を整備基準に従いまして整備できたこと、また、高齢者や障害者が利用しやすい施設整備に寄与することができたため評価3ということでさせていただいております。

また、同じく12ページでございますが、一番下の「低床バスの拡充の要請①利用者の

安全性と利便性を高めるため、低床バスの拡充を要請します」ということですが、こちらも主管課のほうに確認しましたら、市内路線については低床車両の配置がほぼ完了しているということで、目標が達成できたということで評価3としております。

なお、市内を走っております西武バスからは、今後も引き続き低床バスを市内の路線については使用していくということで主管課のほうで確認しておりますので、こちらの取組項目については、第6次地域福祉計画のほうでは引き継いでおりませんので、ご報告させていただきます。

また、ほかに特記する事項等ございまして、今回、第五次計画について、令和2年度が 最終年度でございますから、先ほどご説明したとおり、表中に計画を完了しての主管課の 所見を入れさせていただきまして、次の第6次地域福祉計画の目標設定に反映をしていけ ればと考えております。

なお、第6次の目標設定については次の議題で説明をさせていただければと思います。 第五次地域福祉計画の令和2年度実施状況については以上でございます。

よろしくお願いいたします。

### **OE部会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました「第五次東大和市地域福祉計画令和2年度実施状況調査報告書について」、皆様からご意見やご質問、ございましたら伺いたいと思います。

お願いいたします。

## OC委員 社会福祉協議会のCです。

すみません、私も今回、部会のほうに初めて参加なので、もしかして全然違うことを言ったら申し訳ないのですが、資料1ページ、こちらの報告のほうで、ほぼ評価2ということで、大変うれしく感じます。

ちょっと違和感がありましたのは、1番の4、総合福祉センターの施設整備及び効率的な運営、これについては評価しないということになっているようですが、施設整備までであれば、総合福祉センターができたなということであれなんですが、効率的な運営というところまであると、これはなぜ評価しないのだろうなという気がするのですが、流れから言うと、むしろ評価3で、この7つの項目とも評価3が入っているほうがすっきりするのではないのか。あえてここで評価をしないというのが、今までの考え方が分からないので、もしかしたら間違いのことを言っているかもしれないのですが、ここは評価3とか、あるいは効率的な運営という部分に関して何か違う視点があれば、改めて評価してもよかったのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。

#### 〇事務局(武村庶務係長) 事務局の武村でございます。

まず、こちら、4ページ目にある総合福祉センターの関係でございますが、基本的には 平成28年度で事業が完成しているということで、この後、確かに今**C**委員からおっしゃ られたように効率的な事業運営等ということは、実は障害福祉課のほうの障害者総合プランでこちらは引き続き進捗状況等を、今度は障害福祉課のほうの計画で管理させていただくということでさせていただいておりまして、そちらの計画のほうの事業進捗の中で改めて、今後、もっと言うと、障害者総合プランの細かい設定をしておりますので、そちらのほうで評価をさせてくださいということで実はさせていただいておりまして、たしか平成29年度だったか、30年度の、すみません、今資料が手持ちにないのですが、そこの審議会の場ではそのような形で報告をさせていただいているところでございまして、今後、効率のよい、事業者による質の高い福祉サービスの提供ですとか、効率的な運営に努めるということは障害福祉課のほうの計画でさせていただければと思いますので、そちらよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- **〇E部会長** いかがでしょうか。
- OC委員 はい、分かりました。
- **〇E部会長** ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。

F委員、お願いします。

## OF委員 Fです。

幾つかお聞きしたいと思いますが、まず、8ページの3、福祉の環境づくりの推進で3つ目の公民館活動等で云々というところですが、30年度3評価、31年度3評価、令和2年度が2の評価、メンバーが30年度は461人、31年度が338人、令和2年度は220人だったという、評価の理由自体は、実施回数は減ったが、参加者にとっては充実した活動となったという評価ですけれども、おおむねの理由はメンバーが減ったということで、2に評価がなってもやむを得ないというようなことですね。

# **〇事務局(武村庶務係長)** では、私のほうで、事務局のほうで答えます。

こちらは、評価のほう、今まで3だったものが2になったということですが、こちらは中央公民館のほうにも確認しまして、コロナの関係で思ったより回数ができなかったということと、30、31に比べて参加者数もあまり確保できなかったというところで2にさせていただいたというところでございまして、なお、こちらの項目については、第6次のほうでも引き続き取組として行わせていただきたいということでございましたので、評価2ということでさせていただきたいということでございまして、主管課のほうで確認をさせていただいております。

以上です。

# OF委員 分かりました。

それから、12ページに、さっき民間施設とか低床バスのいろいろ説明があったのですが、上から3つ目の③ベンチなどの休憩施設云々という項目がありまして、平成31年度

は停留所について設置可能な箇所への設置が完了、それから、西武バスのベンチを1基設置するという、それができたということで評価3、ですが、この令和2年度は、31年度に比べて令和2年度実施状況を見ると、設置可能な箇所への設置は前年度で完了している。それから、東大和市役所停留所については視覚障害者用のブロックの誘導方法を見直すなどして安全性の向上を図ったというような趣旨で、ベンチの設置は実施してないが、停留所の改善を図ることができたということは評価2という、ベンチの設置はそもそも前年度でも実施してないから、何かどういう評価で2にしたのか、厳しめに評価するということはいいのですけれども、令和2年度が2であれば、案外前の年度もひょっとすると同じような、むしろ前年度が2でもよかったのではないかなという感じもいたしますが、31年度と令和2年度は実態的にどう違うのですか。

**○事務局(武村庶務係長)** 事務局からでございますが、まず、前年度に関してはちょこバスのほうにはベンチは設定できなかったのですが、31年度でございますが、西武バスの停留所へベンチを1基設置することができました。

なお、こちらベンチの設置については、道路交通法上設置可能な場所というのは非常に限られているものでございますから、一応主管課のほうに確認した段階では、ちょこバスのルートについてはベンチの設置というのはかなり満杯になっているそうなんです。ただ、ちょこバスに関連する停留所、こちらは主に市役所のところでございますが、こちらは市役所の総合的な工事と一体にやりまして、視覚障害者の誘導用ブロックの設置方法を見直すなど視覚障害者の安全性の向上を図れたということで、こちら、ベンチの設置はないのですがというところで2のほうにさせていただいております。前年度は西武バスの停留所への設置が1基あったものですから3ということでさせていただいておりますので、その関係で3と2の違いということでさせていただければと思います。

○F委員 細かいことにこだわるようですけれども、仮に今年度3にしようとしたら、何をすれば、この説明であると、何ができていれば3にできたかということ、今の説明だと、やりようがなかった。設置可能な箇所は完了しているから、それから……、評価ですから、いたずらに甘く評価する必要はないのですけれども、3の評価をしようというと、何をやっていれば3にできたかというと、3にはできなかったということに、私の理解不足かもしれませんが、そういうふうに読めたんですけれども。

- OE部会長 いかがでしょうか。
- **〇事務局(武村庶務係長)** F委員のご意見も踏まえた上で、主管課のほうと過去3年間分の実施状況等も踏まえまして、もう一度評価のほうをこちら見直させていただいて、次の全体会のときにもう一度報告させていただければと思いますので、主管課のほうともう1回調整のほうをさせてください。

以上でございます。

OF委員 はい、分かりました。

それから、コロナの関係で、件数で出てくるものは、例えば相談に来る件数とか、そういうものは減っているんですけれども、相談、例えば電話が主体だと思うんですが、電話相談等は比較的増えている。そのバランスをとって評価するというのは、それぞれなかなか難しかったのではないかなというふうな感じがいたしました。

OE部会長 ありがとうございます。

D委員、お願いします。

- **OD委員** F委員の話に関連することになると思うんですが、評価基準は、達成度ということが今回の基準になりますね。そういう意味では、さっき8ページの上から3番目のところの「コロナ禍により」というようなことが評価理由になっていましたよね。
- 〇事務局(武村庶務係長) はい。
- **OD委員** それと関連していくと、その下の④が「中止であったが概ね目標達成はできた」、これもコロナ禍ですよね。
- ○事務局(武村庶務係長) そうですね。
- **OD委員** それでいながら、ここは評価は一緒ですよね、昨年とね。中止にて、評価は一緒なんですよ。

それから、一番下の保育課のところの「あけぼの祭り中止のため、評価不可能」と書いてあるんですよね。これの評価は2なんです。だから、評価のあり方が何か整理ができているのかなとちょっと疑問に思ったんですけれども、何かちぐはぐだなというのを感じたので、それが1つです。

それから、あと6ページなんですけれども、6ページの①の「自治会の運営に必要な支援を行います」というところで、ここは「自治会活動の充実を図ることができたため」ということで、評価2になっているんだけれども、実際はその1年前との違いは、会長等の会議が中止になっているんです。これはコロナ禍だと思うんですけれども、そういう実態の違いがあるにもかかわらず、評価2で、それで「充実を図ることができた」と書いてあるんですけれども、だからその内容は具体的にはどういうことなんでしょうか。そのことが分からないと、評価を見るというのはなぜなのかというのが理解できないので、できればご説明いただきたいのと、それから、自治会の活動については様々な意見がありまして、活動が停滞しているというふうに言われている自治会長さんもたくさんいるんです。そういうところでは、毎年停滞してきているのに評価は同じというのも少し疑問を感じるのですけれども、そこら辺の整理も教えていただければありがたいです。

**〇E部会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。

**○事務局(武村庶務係長)** まず、こちらは評価の基準といたしまして、おおむね、確かに今**○**委員がおっしゃったように中止となった事業ですとか、事業が縮小しているものがかなり多くある中でございます。着手とは言えないのですが、1番が着手でございました

ので、消去法と言っては何なのですが、2番でおおむね順調に進んでいるということで示させていただいているところなんですが、確かに今D委員がおっしゃったように、中止や事業縮小の中でなぜ2なのかというところで、もう一度持ち帰りまして、主管課のほうとまた細かく詰めさせていただいたものを、全体会の場で修正したもの、今D委員がおっしゃったことを踏まえて修正ということでさせていただければと思います。もう少しこの辺を詰めさせていただいて、次のときに報告させていただければと思います。

以上でございます。

- OE部会長 よろしいですか。
- 〇D委員 はい。

6ページのところの充実を図ったというけれども、具体的内容って分かるんですか。

- **〇E部会長** 自治会の充実というところは、具体的な内容は把握されていますか。
- **○事務局(武村庶務係長)** 今手持ちの資料でそこまでありませんで、主管課に基づいて こちらは記載しておりますので、主管課のほうに聞いてみまして、当然、行政報告等で載 っている細かい実績値がありますので、そちらのほうも併せてこちらは参考までに記載さ せていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
- **〇E部会長** では、よろしくお願いします。

今D委員からもありましたけれども、やはり各主管課さんに、ちょっと評価の基準といいますか、軸になっているところが少しずれていらっしゃる部分もあるのかなというふうに私も感じますので、その辺りを整理していただいて、基準をある程度統一していただいたほうが分かりやすい評価に、結果は変わらなくても、分かりやすい評価になるのではないかなという気がいたしますので、ちょっと整理していただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、コロナの人数も今日都内で390人ということに、大分増えておりますので、少し足早に進めさせていただいてよろしいですか。

では、続きまして、次の議題に移ります。

議題2ということで、「(2)第6次第東大和市地域福祉計画の目標設定について」、 事務局からご説明ください。

**〇事務局(武村庶務係長)** 事務局の武村でございます。

それでは、説明のほうをさせていただければと思います。

それでは、事前に配付しております資料の2「第6次東大和市地域福祉計画での各課の 取組内容に対する計画最終年度(令和8年度)の目標設定」についてをお手元にご用意い ただければと思います。

また、今回お持ちいただいている地域福祉計画の第6次の冊子でございますが、こちら についてもご用意をお願いいたします。 まず、ここで報告させていただきますのは、新しく第6次地域福祉計画が令和3年度から始まることに関しまして、こちらの計画の最終年度が令和8年度でありますことから、 最終年度の目標設定を各課の取組項目に対して記載したものでございます。こちらを皆様のほうに報告させていただければと思います。

まず、第6次東大和市地域福祉計画の概略と各課の取組を簡単にご説明させていただければと思います。

第6次東大和市地域福祉計画は、令和3年度を計画始期として、計画期間6年間として、 東大和市の地域福祉計画を担う計画として定めたものでございます。

なお、従前までの第五次地域福祉計画と大きく違う点が2点ございます。

まず、1点目が、社会福祉法改正により、他の福祉計画をこちらの中に含むということで、福祉の総合的取りまとめ的計画となっているところでございます。

具体的には、こちら計画冊子の7ページをごらんいただければと思います。

計画の位置づけということで、地域福祉計画と市のほかの福祉計画との関係図でございます。こちらは、地域福祉計画はほかの福祉計画を含有するような形となっておりますが、こちらは関係するものでございまして、これを受けまして、8ページ以降をごらんいただければと思いますが、8ページ以降で、各計画の理念を地域福祉計画の中に記載し、地域福祉計画が他の福祉計画を含有していることを表しております。

続きまして、計画の冊子の31ページを開いていただければと思います。

こちらは「第6次地域福祉計画体系図」ということで示させていただいておりまして、 この中で1から5まで、地域福祉計画での「基本目標」を掲載しております。こちらは第 6次計画の理念でございます「人と地域がつながりささえあう地域共生のまち 東大和」 を実際に具現化するための基本目標の設定でございます。

今後、毎年の実施報告の中でご審議いただくのはこちら基本目標の1から5に基づいて各課が取組を行う項目でございまして、これら各課の取組項目と令和8年度の目標設定を各課と福祉推進課で調整し、記載したものが、こちらA3で折ってあります「第6次東大和市地域福祉計画での各課の取組内容に対する計画最終年度(令和8年度)の目標設定」ということでございます。

続きまして、2点目でございます。

2点目は、成年後見利用促進に関する計画を地域福祉計画の中に含有していることでございます。

こちら、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき市町村は、国の基本計画を勘案した上で、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努力するものとしているところでございまして、このことに関しまして、当市においても成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を地域福祉計画の中で総合的かつ計画的に推進していくということで第6次地域福祉計画のほうを定めさせていた

だいております。

具体的には、45ページをお開きいただければと思います。

こちら45ページ以降ということでございますが、第5章として、成年後見制度のさらなる利用促進に係る章を第6次計画から新規に掲載しております。

この関係で、成年後見利用促進に係る取組項目が新たに計画の中で記載されております ことから、資料2のほうでございますが、こちら資料2は15ページ以降でございますが、 15ページ以降をまずお開きいただければと思います。

こちら資料2の15ページ以降に、こちらは成年後見の利用促進に係ることに関しましては3つの基本目標に分けて、成年後見制度に係る取組項目を細かく記載させていただいているところでございまして、こちらに対する取組項目に対する目標設定というものを、こちらのほう、A3の蛇腹のほうでさせていただいているところでございます。こちらは第6次東大和市地域福祉計画の56ページ以降でございますが、地域福祉計画の56ページをお開きいただきまして、こちら以降ございます基本目標に対する取組内容と連動した形で目標設定のほうをさせていただければと思いますので、こちらのほうの目標設定をさせていただいた上で、今後毎年度の実施状況報告をさせていただければと考えております。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**OE部会長** 今ご説明がありましたが、第五次で記載のないものもかなり増えておりますので、その辺りも踏まえながら確認していただければと思いますが、今のご説明を踏まえまして、皆様からご質問、ご意見等ございますでしょうか。

### F委員。

○F委員 ちょっと事実確認で、基本目標2、包括的支援体制の推進、民生委員・児童委員、ここにある民生委員56地区を追加し、主任児童委員5地区をというのと、現在の定数と、それから、欠員はどうなっていますか。昨年度の評価だと、定数61で55名だから、6名くらい欠員が出ていると漠然と思ったんですけれども。

**〇事務局(武村庶務係長)** 事務局からご説明いたします。

こちらは資料 203 ページ、中ほどにあります民生委員・児童委員が欠員地区がないようにということでございますが、こちらは定数が民生委員が 56、主任児童委員が 5 でございまして合計 61 の定数がございます。こちらにつきまして、現在、令和 4 年 1 月現在で 6 名の欠員が生じております。具体的には民生委員さん 56 地区でございますが、6 地区で欠員状況となっておりますので、こちら 6 人の欠員というのは昨年度と変わりませんので、現状でも6 人欠員地区となっております。

- **〇F委員** 主任児童委員は定数どおりで、民生委員が6人いないと。
- 〇事務局(武村庶務係長) 現状ではさようでございます。
- **〇E部会長** ほかには、いかがでしょうか。
- OF委員 意見ですけれども、これは福祉推進課の所管でいいんですけれども、たしか私

の住んでいる桜が丘地区も欠員が出ていたと思うんです。成年後見人という法的な制度も 非常に重要なんですけれども、やはり民生委員にそれとなく相談できる体制というのは非 常に重要で、桜が丘地区は比較的若い人が多いから利用率が低いということもあるかもし れませんが、ぜひ手すきがないように、私にこれと言って、ではこういう策があるかと言 えばないのですけれども、極力欠員がないように、よろしくお願いします。

**〇E部会長** ほかはいかがでしょうか。

ございませんか。

では、質問等ないようですので、ここでお諮りをしたいと思います。

「第6次東大和市地域福祉計画の目標設定について」ですけれども、こちらの内容で、 全体会にご報告させていただくということで、ご賛同いただけ……

**OF委員** 先ほどほかの委員からも要望がありましたけれども、評価基準がやや不統一ではないか、それはよくもんでほしい。評価基準が不統一というのは、これまでも評価が議題に上がるたびに出ておりまして、主管課の言うとおりに中身をよくチェックしないでここに記載しているのではないかというような雰囲気、これまでもそういうニュアンスの意見もあったりしておりますので、主管課に聞いていただいて、全体的なバランスをとっていただくということはそれはそれでぜひお願いしたい。恐らくほかの委員も同じ意見だと思うんですが、そういうことで、私はそういう要望をつけて。

OE部会長 ありがとうございます。

先ほどの第五次のところの評価を踏まえて、今F委員がおっしゃってくださったように、確かにこれまでも毎回評価の結果が出るたびにこのご意見は必ず出てきていますので、その辺り、バランスをしっかりとっていただくというところが福祉推進課さんのお仕事かと思いますので、大変だと思いますが、ぜひ、そこを付して全体会にご報告いただくということでいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

A先生、どうぞ。

**OA委員** 今のことを踏まえて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、この地域福祉計画、評価方法を検討する場って審議会になりますか、それともこの部会になるんですか。

○事務局(武村庶務係長) 事務局からでございますが、基本的には部会ということでご認識していただければと思います。ただ、当然、地域福祉部会のみでこれをやるわけではないので、あくまで専門部会はこちらですので、全体会の場でも当然そこのほうのお話をさせていただいても大丈夫だと思いますし、実を言いますと地域福祉計画のみならず、健康のほうの計画も、あと障害者のほうも、障害者総合プランの計画も同じタイミングで始まっておりますので、そちら3計画を踏まえた上で、全体会で評価方法等を考えていただいてもよろしいかと思います。

**〇A委員** 追加で、私は地元の川崎市について福祉計画に関わらせていただいて、同じよ

うなタイミングで次期計画の評価の方法というのをやはり検討していて、この数値で出せるものはもちろん継続なんですけれども、どうしても全国的に見て、地域福祉計画の評価って非常に難しいですね、数値化できないものばかりなので、地域福祉というのは。

なので、今私どもの分野で、海外ではずっと言われてきて、日本でようやく言われ始め た評価の方法があるんですね。それは参加型評価という方法があって、学問的にはここ数 年進んできていて、実践的にも少しずつ始めようかという流れになっています。

これ、結構簡単な方法で、要は今委員の皆様方も現場でいろいろなさっていると思うんですけれども、現場でなさっている方々のご意見をいただくということを積み重ねていって、それで実際参加している、参加しながら評価をしていくという、そんな手法が地域福祉計画の評価の方法として一つ加えたほうがいいんじゃないかというふうに言われていて、川崎市でもそういうふうにやっていこうかみたいな話になってきているので……。

もし評価の方法を、今の評価基準を整理なさるというのと、地域福祉計画の評価の方法をもう少し検討する余地があるのであれば、それを部会の意見として審議会で出すのか、それとも審議会で出すのかが、自分はちょっと分からないのですけれども、武村さんの話だと、部会の意見として、もしいいというのであれば、次の審議会で出していただけると、地域福祉計画の評価はものすごい難しいですよ。難しいのですけれども、皆様方が実践でなさっていることって数値化できないことばかりです。それを評価しなければいけないので、私は参加型評価という手法を、慣れなくても、少しずつ始めてみて、それで現場の方々も納得した中で、それで数値化された評価も併せてとなると、東大和市全体の地域福祉の評価、計画の評価というのは少しはお手伝いできるかなというふうに思うので、もしこの部会で意見を検討して、次の審議会に上げられるのであれば、提案という形で発言させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

# **〇E部会長** ありがとうございます。

今A先生から、参加型評価というご意見をいただきましたけれども、確かに所管の行政さんの立場からの評価と市民とか活動している方々の評価というのは、やはり一致するものが多いと思いますが、若干のずれもあるのかなというのは外側から見ていると感じるところではあるので、そういったものを有効に活用できるのであれば、今後これから令和8年に向けての評価、目標達成ということですから、期間はまだ大分ありますので、そういったものを、全てでなくても、少しずつ導入していけるのであれば、また東大和の地域福祉というものが前に進んでいくのかなという気は私もいたしますが、ほかの皆様から何かご意見はございませんか。今のA先生のご意見も含めて、いかがでしょうか。

F委員、お願いします。

**○F委員** Fですが、ちょっとイメージが不勉強で湧きにくいのですが、参加型評価だと、例えば一番最初の社会福祉協議会と協力して云々という、1-(1)-①、例えばこれだとすると、これは数字が出てくるからですが、元締めの課の方と、推進している課の人、

それから、我々誰か審議委員も立ち会って、その3人で打合せする、それに市民の代表のような人が入ってきて、ああだこうだと言って、ここはできていますねということになる、そういうイメージ……、ちょっとイメージが不勉強で、湧きにくい。

OA委員 いろいろあるかなと思っていて、各部会もそうなんですけれども、審議会には現場の代表をなされる方々がご参加していただいていますし、公募市民の方々もいらっしゃるので、見て来た評価だったり、活動の途中経過に関してご意見を言うというだけでも十分な参加型評価になりますし、今F委員がおっしゃった表であれば、令和2年度実施状況調査表のコミュニティづくりの推進 $1-(1)-\mathbb{Q}$ であれば、サロン活動に参加している方々から少し答えていただくとか、アンケートを取っているのだったら、そこの意見を少し反映するとか、そんなような形でも参加型評価とも言えるというふうに思います。これは東大和市らしくやりやすい形で少し積み上げるといいんじゃないかなというふうに思います。

**〇F委員** 評価は、ここに出る前の主管課との打合せ及び評価の段階で、審議委員が、業界を代表している審議委員なり公募の委員なりがそこに伺って、ああだこうだと言うのであれば、時間はそれほど手間ではないかと思うんですけれども、誰か利用されている市民を見つけてきて、ちょっと来て一緒に打合せをしてくれとなると、なかなかそれは実態的には難しいのかもしれませんね。

**○A委員** そこまでやらなくて大丈夫です。何かサロン活動を実際やっていて、そこで参加している方々、何か感想を言ったりとか、年度ごとに少しその声を整理したりとか、アンケートを取ることもあるでしょうから、その辺の意見でもよろしいですし、先ほど申し上げたように審議会に出られている委員の皆様方はその活動なり代表をなさっている方なので、その方々のご意見をいただくというだけでも十分参加型評価というふうに思います。

- OF委員 分かりました。
- OE部会長 ほかはいかがでしょうか。 C委員。
- OC委員 社会福祉協議会のCです。

今後、第6次地域福祉計画についての評価の仕方、工夫しましょう、充実させていきま しょうというのは大いに賛成です。ぜひ取り組んでいきたいなと思っています。

私のほうは確認なんですが、今やろうとしているのは、令和8年度に向けての6次の地域福祉計画の目標ですよね。達成目標がこれでいいかということが主になると思うんですが、今お話を聞いていますと、これを全体会に持っていきますという表現があったのですが、ここは今部会でこの話をしているわけなんですけれども、障害部会とかほかの部会も、今と同じように、これ見てください、これでいいですか。いいですと言ったら全体会に持っていきますという、そういう手続の流れということでよろしいのですか。

○事務局(武村庶務係長) そうですね、事務局からでございますが、まずは地域福祉計

画だけ、これは目標設定のほうをさせて、実を言いますと、既に市役所の中で目標設定を ある程度しているところもありますので、まずは3部会、3計画あるのですが、地域福祉 計画のほうだけ、まずこちらのほうをやらせていただければと思います。

また、今、A委員がおっしゃられたように、参加型の評価というのもご意見をいただきましたので、事務局の案で今回作りました目標をまずは説明させていただきまして、当然6年間計画期間がございますので、こちら参加型で目標のほうを順次、今年が3年度、4年度以降、今A委員がおっしゃられた手法なども参考にしまして、順次変えていっても大丈夫だと思いますので、今回、事務局がつくりましたこちらのほうで、まずは6年間進めたいということで報告のほうをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○C委員 よく分かりました。A先生が言われたのは評価の仕方なので、まだ十分緩やかにいろいろなことができると思うんですけれども、今やっているのは令和8年の目標なのでかなり大きなことだと思うんです。それにしては、ちょっと私、すみません、これ、年末に資料をいただいて、今日見てください、これでいいですねと言われて、正直、はい、大丈夫です、間違いありませんという自信はそんなになくて、この部会は地域福祉計画についてで、ほかの障害者向けは障害者プランとか、そういう分担があるのか、地域福祉部会はこれとこれが担当ですよと言われて、そこを重点的に見ていくのかではなくて、どの部会も全部、地域福祉計画をいろいろな角度から見ていこうという、そういう……

- **〇事務局(武村庶務係長)** 最終的には、全体会の場では各部会から見ていただきますが、 まずは地域福祉部会は、こちらは地域福祉計画の専門の部会でございます。
- OC委員 ああ、そうだった。では、地域福祉計画が地域福祉部会は所管ということで。
- 〇事務局(武村庶務係長) そうです。
- OC委員 分かりました。それをでは全体会で皆さんに諮ろうと。
- 〇事務局(武村庶務係長) はい。
- OC委員 そこで、では違う意見が出るということもあったり。
- **○事務局(武村庶務係長)** そうですね、例えば違う意見が出ましたり、参考にする意見 等ございますので、また、この目標設定というのもここで決めなければいけないものでも ないので……
- **〇C委員** ないんですか。ではがちがちで決まって……
- **○事務局(武村庶務係長)** がちがちで決まるものでもないので、何といいますか、今後こちらの部会や全体会のご意見を参考にして、まだ6年ございますので、その中で順次目標の設定を変えさせていただければと思いますので、また、評価の手法も先ほどのA委員の参加型ということもありましたので、こちらのほうを参考にさせていただいて、よりよい目標設定ですとか、評価の手法が図れればと思っておりますので、そんな形でやらせていただければと思います。

OC委員 分かりました、ありがとうございます。

**OE部会長** たたき台のような形で認識すればよろしいですか。今後また年月をかけながら、皆さんでよりよい目標にして、かつ評価をしていくという流れのスタートにこれから立つというところですかね。

では、今の一通りのご説明も含めまして、これを全体会のほうに報告させていただくと いうことでよろしいでしょうか。

では、相違なしということで認識してよろしいですか。

それでは、2月15日の全体会で報告させていただくことになりますので、よろしくご 承知おきください。